

○南あわじ市スポーツ賞表彰規程

平成17年12月14日

訓令第36号

改正 平成23年12月28日訓令第7号

平成24年9月12日訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、南あわじ市の体育・スポーツの普及、推進及び競技力の向上を図るため、スポーツに関し優秀な成果を収めた者若しくは団体又は体育・スポーツの健全な普及及び発展に貢献した者若しくは団体に対して行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 スポーツ賞の表彰の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に所在する事業所若しくは学校に勤務又は在学する者
- (3) 前2号に規定するもののほか、市民の体育・スポーツの推進に貢献し、その功績が特に顕著な者又は団体

(表彰の種類)

第3条 スポーツ賞の種類は、次のとおりとする。

(1) 功労賞

体育・スポーツの普及、推進に著しく功績のあったスポーツ協会役員及びスポーツ協会加盟協会役員、スポーツ推進委員会役員及びスポーツクラブ21役員

(2) 優秀指導者賞

スポーツ競技の指導に精励し、顕著な業績を収めた者

(3) 優秀選手賞

スポーツ競技において優秀な成績を収めた者及び団体

(4) 奨励賞

体育・スポーツの普及、推進及びスポーツ競技において、第1号及び第

3号に掲げるものと同等の功績又は成績を収めた者及び団体

(5) 特別栄誉賞

第2号及び第3号において、特に優秀な業績又は成績を収めた者及び団体

(6) スポーツ市民栄誉賞

第3号において、国際的規模のスポーツ競技会で輝かしい成績を収めた者及び団体

(被表彰者の推薦)

第4条 各種スポーツ関係機関並びに関係団体は、前条各号のいずれかに該当する者及び団体があるときは、スポーツ賞推薦書（別記様式）により市長に推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、前条により推薦されたものの中から、南あわじ市スポーツ推進審議会の意見を聞いて市長が決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年1回市長が表彰状及び記念品を授与して行う。ただし、市長が必要と認めるときは、回数を変更することができる。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、スポーツ賞の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年訓令第7号）

この訓令は、平成23年12月28日から施行する。

附 則（平成24年訓令第11号）

この訓令は、平成24年9月12日から施行する